

障発第0401008号
平成21年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「介護給付費等の支給決定について」の一部改正について

標記の平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

新旧対照表

介護給付費等の支給決定について

(平成21年4月1日障発第0401008号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一 支給決定の基本的取扱い</p> <p>第二 障害程度区分の認定</p> <p>第三 障害児に係る支給決定の方法</p> <p>第四 支給決定の際勘案すべき事項その他の基本事項</p> <p>1 支給決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨</p> <p>2 勘案事項の聴き取り・審査</p> <p>3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ (併給関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス (居宅介護等) については、原則として利用することはできない。また、入所による旧法施設支援を受ける障害者については、原則として他の障害福祉サービスを利用することはできない。ただし、障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び日中活動サービス (旧法指定施設の入所者に限る。) について支給決定を行うことは可能である。</p>	<p>第一 支給決定の基本的取扱い</p> <p>第二 障害程度区分の認定</p> <p>第三 障害児に係る支給決定の方法</p> <p>第四 支給決定の際勘案すべき事項その他の基本事項</p> <p>1 支給決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨</p> <p>2 勘案事項の聴き取り・審査</p> <p>3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ (併給関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス (居宅介護等) については、原則として利用することはできない。また、入所による旧法施設支援を受ける障害者については、原則として他の障害福祉サービスを利用することはできない。ただし、障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び日中活動サービス (旧法指定施設の入所者に限る。) について支給決定を行うことは可能である。</p>

なお、障害者支援施設又はのぞみの園の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に当該日中活動サービスを利用することは可能である。

また、障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける者が、共同生活介護又は共同生活援助を体験的に利用する場合には、その間、共同生活介護若しくは共同生活援助の利用が可能となるとともに、併せてその期間中の日中活動サービスの利用も可能である。旧法指定施設に入所する者についても、共同生活介護又は共同生活援助の体験的な利用が可能であるが、日中に当該旧法指定施設に通所する場合にあっては、併せて旧法指定施設（通所）の利用に係る支給決定を受けるものとする。

(3) 共同生活介護又は共同生活援助に係る共同生活を営む住居（以下(3)・(4)において「共同生活住居」という。）に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の入居者を除く。）。

	指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける入居者	指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける入居者	経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の入居者
居宅介護	○	○ (居宅における身体介護が中心である場合のみ)	○
重度訪問介護	○	×	○

なお、障害者支援施設又はのぞみの園の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に利用することは可能である。

(3) 共同生活介護又は共同生活援助に係る共同生活を営む住居（以下(3)・(4)において「共同生活住居」という。）に入居する者は、入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者を除く。）。

	指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける入居者	指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける入居者	経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の入居者
居宅介護	○	○ (居宅における身体介護が中心である場合のみ)	○
重度訪問介護	○	×	○

ただし、入居者が一時帰宅する場合においては、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、共同生活住居の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能である（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。また、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項の適用を受ける入居者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の入居者で居宅介護又は重度訪問介護の支給決定を受けている者は、居宅介護又は重度訪問介護について改めての支給決定は不要である。）。

なお、共同生活住居の入居者が慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合に限り、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を利用することができる。

そのほか、共同生活住居の入居者が既に別途日中活動サービスに係る支給決定を受けている場合は、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に利用することは可能である。

- (4) 障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設又は共同生活住居に入所（入居）する者は、入所（入居）中は原則として短期入所を利用することはできない。ただし、入所（入居）者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、これらの入所施設又は共同生活住居に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設又は共同生活住居とが遠隔地であるため直ちに入所施設又は共同生活住居に戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことは可能である。

(5) 略

(6) 略

ただし、入居者が一時帰宅する場合においては、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、共同生活住居の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能である（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。また、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項の適用を受ける入居者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の入居者で居宅介護又は重度訪問介護の支給決定を受けている者は、居宅介護又は重度訪問介護について改めての支給決定は不要である。）。

なお、共同生活住居の入居者が慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合に限り、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を利用することができる。

そのほか、共同生活住居の入居者が既に別途日中活動サービスに係る支給決定を受けている場合は、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に利用することは可能である。

- (4) 障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設又は共同生活住居に入所（入居）する者は、入所（入居）中は短期入所を利用することはできない。ただし、入所（入居）者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、これらの入所施設又は共同生活住居に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設又は共同生活住居とが遠隔地であるため直ちに入所施設又は共同生活住居に戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことは可能である。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

4 支給決定基準の作成

第五 介護給付費等に係る支給決定

1 介護給付費に係る支給決定

2 訓練等給付費に係る支給決定

(1) 略

(2) 暫定支給決定期間

暫定支給決定期間については、2か月以内の範囲で市町村が個別のケースに応じて利用者のアセスメントに必要な期間を勘案して設定すること。

(3) 暫定支給決定時における市町村及び事業者の対応

市町村は、暫定支給決定をした場合には、事業者と連携調整の上、次の手順により、当該支給決定障害者のサービス利用の継続に対する適否等を適切に判断するものとする。

① 事業者は、暫定支給決定を受けた利用者との利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを通じて、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。

その際、利用者の障害特性、適性等を十分に踏まえた個別支援計画の作成が可能となるよう、利用者の家族や関係機関と十分連携すること。

② 事業者は、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、市町村が定める日までに市町村に提出する。

③ 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、市町村は、事業者から提出のあった②の書類に基づき（必要に応じて聴き取りを行う。）、サービスを継続することによる改善（維持を含む。以下同じ。）効果が見込まれるか否かを判断し、改善効果が見込まれないと判断した場合には、市町村、事業者及び利用者（必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。）による連絡調整会議を開催し、利用者

(7) 略

4 支給決定基準の作成

第五 介護給付費等に係る支給決定

1 介護給付費に係る支給決定

2 訓練等給付費に係る支給決定

(1) 略

(2) 暫定支給決定期間

暫定支給決定期間については、2か月以内の範囲で市町村が個別のケースに応じて利用者のアセスメントに必要な期間を勘案して設定すること。

(3) 暫定支給決定時における市町村及び事業者の対応

市町村は、暫定支給決定をした場合には、事業者と連携調整の上、次の手順により、当該支給決定障害者のサービス利用の継続に対する適否等を適切に判断するものとする。

① 事業者は、暫定支給決定を受けた利用者との利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを通じて、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。

② 事業者は、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、市町村が定める日までに市町村に提出する。

③ 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、市町村は、事業者から提出のあった②の書類に基づき（必要に応じて聴き取りを行う。）、サービスを継続することによる改善（維持を含む。以下同じ。）効果が見込まれるか否かを判断し、改善効果が見込まれないと判断した場合には、市町村、事業者及び利用者（必要に応じて家族等関係者の参加を求める。）による連絡調整会議を開催し、利用者

にその旨を説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う。

- ④ ③において市町村がサービスを継続することによる改善効果が見込まれると判断した場合は、個別支援計画に基づく本来的な訓練に移行する。
- ⑤ 本来的な訓練に当たっては、事業者は、暫定支給決定期間中のアセスメント結果等に基づき、規則第6条の6及び第6条の8に規定する標準利用期間（暫定支給決定期間を含む。）の範囲内で、適切なサービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付する。

3 法附則第21条第1項に基づく介護給付費の支給決定

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 報酬単価の適用方法

① 本体報酬

旧法指定施設を利用する場合の報酬単価については、利用する施設の種別（決定する旧法施設支援の内容）に応じて、利用者の障害種別及び障害程度区分に応じた報酬単価を適用する。

② 適用される加算等

入所時特別支援加算、退所時特別支援加算、重度重複障害者加算、栄養管理体制加算、食事提供体制加算、利用者負担上限額管理加算、定員超過利用減算、訪問支援特別加算等

(4) 他障害者を受け入れる場合の利用者数の上限設定

当該施設の利用定員内で他障害の者を受け入れるものとする。

なお、受け入れる他障害の者の割合については、利用定員の2割を上限とする。ただし、従前より相互利用を行ってきた施設において利用定員の2割を超えて受け入れていた施設については、従前の利用者数の範囲内で他障害の者の受入れを可能とする。また、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）であって、同一市町村内に同種のサービス提供が行われていない場合については、利用定員の5割を上限とす

説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う。

- ④ ③において市町村がサービスを継続することによる改善効果が見込まれると判断した場合は、個別支援計画に基づく本来的な訓練に移行する。
- ⑤ 本来的な訓練に当たっては、事業者は、暫定支給決定期間中のアセスメント結果等に基づき、規則第6条の6及び第6条の8に規定する標準利用期間（暫定支給決定期間を含む。）の範囲内で、適切なサービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付する。

3 法附則第21条第1項に基づく介護給付費の支給決定

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 報酬単価の適用方法

① 本体報酬

旧法指定施設を利用する場合の報酬単価については、利用する施設の種別（決定する旧法施設支援の内容）に応じて、利用者の障害種別及び障害程度区分に応じた報酬単価を適用する。

② 適用される加算等

入所時特別支援加算、退所時特別支援加算、重度重複障害者加算、栄養管理体制加算、食事提供体制加算、利用者負担上限額管理加算、激変緩和加算、定員超過利用減算、訪問支援特別加算

(4) 他障害者を受け入れる場合の利用者数の上限設定

当該施設の利用定員内で他障害の者を受け入れるものとする。

なお、受け入れる他障害の者の割合については、利用定員の2割を上限とする。ただし、従前より相互利用を行ってきた施設において利用定員の2割を超えて受け入れていた施設については、従前の利用者数の範囲内で他障害の者の受入れを可能とする。

る。

第六 支給決定時に定める事項

1 支給決定事項

(1) 支給量

支給量を定める単位期間については、1か月とし、支給量を定める単位については、サービスの種類ごとに次の単位で定める。

- ・居宅介護、行動援護、重度訪問介護・・・時間（30分単位）／月
- ・重度障害者等包括支援・・・単位／月
- ・上記以外の障害福祉サービス・・・日／月

また、具体的な支給量については、障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、次の考え方により、適切な量を定めるものとする。

なお、複数のサービスを組み合わせて支給決定する場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する必要がある。

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害程度区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

② 短期入所、自立訓練（生活訓練）と併せて短期滞在加算（心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合）を算定する場合の当該短期滞在加算の支給量

一月当たりの利用必要（見込み）日数を支給量として定める。

③ 重度障害者等包括支援

一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した1週間ないし1月（4週間）の利用計画に基づき、一日当たりの平均単位数

第六 支給決定時に定める事項

1 支給決定事項

(1) 支給量

支給量を定める単位期間については、1か月とし、支給量を定める単位については、サービスの種類ごとに次の単位で定める。

- ・居宅介護、行動援護・・・時間（30分単位）／月
- ・重度訪問介護・・・時間／月
- ・重度障害者等包括支援・・・単位／月
- ・上記以外の障害福祉サービス・・・日／月

また、具体的な支給量については、障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、次の考え方により、適切な量を定めるものとする。

なお、複数のサービスを組み合わせて支給決定する場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する必要がある。

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害程度区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

② 短期入所、自立訓練（生活訓練）と併せて短期滞在加算（心身の状況の悪化防止など緊急の必要性が見込まれる場合）を算定する場合の当該短期滞在加算の支給量

一月当たりの利用必要（見込み）日数を支給量として定める。

③ 重度障害者等包括支援

一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した1週間ないし1月（4週間）の利用計画に基づき、一日当たりの平均単位数

を算出して各月の暦日数を乗じ、各月ごとの支給量を定める。

④ 生活介護、旧法施設支援（通所）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

ア 平成 18 年 4 月から利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成 18 年 10 月以降の法移行後においても、新体系の日中活動サービス及び旧法施設支援（通所）については、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数（支給量）は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

(ア) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する 3 か月以上 1 年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

(イ) (ア) に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等にかんがみ、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

イ 指定障害者支援施設又はのぞみの園において、施設入所支援と併せて日中活動サービスを利用する場合の当該日中活動サービスの量については、土日に係る支援について、施設入所支援の報酬の中で評価していることから、通所による日中活動サービスと同様、「原則の日数」を上限とする。

ウ このほか、日中活動サービスの利用日数に係る取扱いについては、

を算出して各月の暦日数を乗じ、各月ごとの支給量を定める。

④ 生活介護、旧法施設支援（通所）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

ア 平成 18 年 4 月から利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成 18 年 10 月以降の法移行後においても、新体系の日中活動サービス及び旧法施設支援（通所）については、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数（支給量）は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

(ア) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する 3 か月以上 1 年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

(イ) (ア) に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等にかんがみ、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

イ 指定障害者支援施設又はのぞみの園において、施設入所支援と併せて日中活動サービスを利用する場合の当該日中活動サービスの量については、土日に係る支援について、施設入所支援の報酬の中で評価していることから、通所による日中活動サービスと同様、「原則の日数」を上限とする。

ウ このほか、日中活動サービスの利用日数に係る取扱いについては、

「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理について」（障障発第 0928001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によるものとする。

- ⑤ 療養介護、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設支援（入所）、宿泊型自立訓練、共同生活援助

支給決定の有効期間中における各月における暦日数を支給量として定める。

ただし、共同生活介護及び共同生活援助において体験的な利用を行う場合、各月における暦日数を上限として、必要な日数を定めるものとする。

(2) 略

2 支給決定に併せて決定等する事項

第七 支給決定の変更

第八 支給決定の更新

1 障害程度区分との関係

(1) 略

(2) 略

2 支給決定の更新に係る利用期間の取扱い

(1) 略

(2) 宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練は、従前の制度における知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設等の機能を踏まえ、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図るものとして類型化している。

このため、標準利用期間は、原則2年間とし、市町村は、サービスの利用

「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理について」（障障発第 0928001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によるものとする。

- ⑤ 療養介護、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設支援（入所）、宿泊型自立訓練、共同生活援助

支給決定の有効期間中における各月における暦日数を支給量として定める。

(2) 略

2 支給決定に併せて決定等する事項

第七 支給決定の変更

第八 支給決定の更新

1 障害程度区分との関係

(1) 略

(2) 略

2 支給決定の更新に係る利用期間の取扱い

(1) 略

(2) 宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練は、従前の制度における精神障害者生活訓練施設等の機能を踏まえ、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図るものとして類型化している。

このため、標準利用期間は、上記(1)にかかわらず原則1年間とし、市町村は、サービスの利用開始から3か月ごとに利用継続の必要性について確

開始から**1年**ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を行う。

なお、サービスの利用開始から**2年**間を超える支給決定の更新を行おうとする場合には、市町村審査会の意見を聴くものとする。

(3) 精神障害者退院支援施設

精神障害者退院支援施設は、**長期**入院患者が、日中、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を利用することを通じて、地域生活へと移行していく過程での選択肢の一つであり、地域移行の途上という位置づけであることから、利用者に対し、当該自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援の標準的利用期間である2年間又は3年間を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。

(4) 略

(5) 略

認し、支給決定の更新を行う。

なお、サービスの利用開始から**1年**間を超える支給決定の更新を行おうとする場合には、市町村審査会の意見を聴くものとする。

(3) 精神障害者退院支援施設

精神障害者退院支援施設は、**社会的**入院患者が、日中、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を利用することを通じて、地域生活へと移行していく過程での選択肢の一つであり、地域移行の途上という位置づけであることから、利用者に対し、当該自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援の標準的利用期間である2年間又は3年間を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。

(4) 略

(5) 略